

令和 8 年度 OMO 常設コーナー設置業務 企画提案募集要領

本要領は、令和 8 年度 OMO 常設コーナー設置業務を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し、最も適切と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 募集事項

- (1) 案件名
令和 8 年度 OMO 常設コーナー設置業務
- (2) 事業目的及び業務内容
別紙「令和 8 年度 OMO 常設コーナー設置業務委託仕様書」のとおり
- (3) 契約期間
契約締結の日から令和 8 年 1 2 月 3 1 日まで
- (4) 事業費（委託上限額）
金 7, 4 0 5, 2 0 0 円（消費税及び地方消費税額 6 7 3, 2 0 0 円含む。）

2 応募資格

企画提案に応募できる者に必要な資格は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 地方税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (3) 本業務の募集開始から企画提案提出時までの間、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和 2 年 4 月 1 日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと（会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者を除く）。
- (5) 民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者を除く）。
- (6) 政治団体（政治資金規正法（昭和 2 3 年法律第 1 9 4 号）第 3 条に規定するもの）に該当しないこと。
- (7) 宗教団体（宗教法人法（昭和 2 6 年法律第 1 2 6 号）第 2 条に規定するもの）に該当しないこと。
- (8) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成 2 0 年 1 1 月 1 日施行）別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。
- (9) 当該業務の円滑な履行ができる体制が整備できること。

3 スケジュール

	項 目	年月日
(1)	企画提案募集開始	令和8年7月13日(月)
(2)	企画提案書作成等に関する質問受付期限	令和8年7月22日(水)
(3)	企画提案書作成等に関する質問への回答期限	令和8年7月24日(金)
(4)	企画提案への参加申込期限	令和8年7月29日(水)
(5)	企画提案書の提出期限	令和8年8月 3日(月)
(6)	企画提案書のプレゼンテーション・選考	令和8年8月 4日(火)
(7)	選考結果の通知(予定)	令和8年8月上旬頃
(8)	契約の締結(予定)	令和8年8月下旬頃

4 応募手続

(1) 企画提案書作成等に関する質問受付

ア 受付期限

令和8年7月22日(水) 午後3時まで(必着)

イ 質問方法

質問書(様式第1号)を用いて、電子メールにより下記アドレス宛て送付すること。

s-hanbai@pref.miyagi.lg.jp (宮城県農政部食産業振興課販路拡大支援班)

ウ 回答方法

質問の回答は、令和8年7月24日(金)までに宮城県農政部食産業振興課ホームページに掲載する。

エ その他

電話や口頭及び受付期限を過ぎてからの質問や問合せは、一切受け付けない。

(2) 企画提案への参加申込

ア 提出書類

(ア) 参加申込書(様式第2号) 1部

(イ) 宣誓書(様式第3号) 1部

イ 提出期限

令和8年7月29日(水) 午後3時(必着)

ウ 提出方法

電子メールにより下記アドレス宛て送付すること。

s-hanbai@pref.miyagi.lg.jp (宮城県農政部食産業振興課販路拡大支援班)

(3) 企画提案書の提出

ア 提出書類

(ア) 企画提案書(任意様式) 1部

(イ) 事業経費見積書(任意様式) 1部

イ 提出期限

令和8年8月3日(月) 午後1時(必着)

ウ 提出方法

電子メールにより下記アドレス宛て送付すること。

s-hanbai@pref.miyagi.lg.jp (宮城県農政部食産業振興課販路拡大支援班)

エ 留意事項

- (ア) 企画提案書はA4判とし、ページ番号を付すること。また、構成は、下記に沿って提案内容を明快にまとめたものとする。

項 目			記載内容
1 表紙			委託業務名、事業者名、住所、代表者名、担当者名（所属・職・氏名）、連絡先（電話番号・電子メールアドレス）
2 目次			本文の各項目及び対応するページ番号
	①	商品選定、商品管理	商品選定・リストの作成、商品管理
	②	試飲試食の誘導及び販売	消費者に対する効果的な商品PR方法と試飲試食への誘導工夫、オンラインとオフラインの双方の手法による商品購入の仕組み
	③	データ収集及び分析	・出品者ECサイトへの誘導手法及び誘導数のデータ収集方法 ・各種データの取りまとめ、出品者への個別フィードバック
	④	レイアウト及び装飾	視認性が高く効果的なレイアウト及び装飾
	⑤	スケジュール及び実施体制	業務スケジュール、人員、体制
	⑥	類似業務実績	過去に実施した類似業務の実績
	⑦	独自提案	事業効果を更に高めることに資する独自提案

※ OMO (Online Merges with Offline) : 県産品の接点創出及び商品購入の両局面において、オンラインとオフラインの双方のメリットを生かした顧客体験を提供するマーケティング手法のこと。

- (イ) 事業経費見積書は、項目ごとに数量、単位、単価を明示し、費用の内訳、積算根拠が分かるように記載すること。また、消費税及び地方消費税額の金額を算出の上、合計金額を記載すること。
- (ウ) 企画提案書提出後の再提出及び差替えは、原則として認めない。ただし、内容の補完や不明点の確認等のため、追加書類の提出を求める場合がある。

5 評価・選定方法

(1) 選定方法

宮城県が設置する選定委員会において、企画提案書及びプレゼンテーションの総合評価により審査し、各選定委員の評価点の平均が満点の6割以上となった提案者のうち、最高点を付けた選定委員数が最も多い提案者を業務委託候補者として選定する。

なお、採点の結果、最高点を付けた選定委員数が最も多い提案者が複数いる場合は、各選定委員の評価点の合計点が最も高い提案者を業務委託候補者として選定する。

(2) プレゼンテーション

ア 実施日

令和8年8月4日（火） ※実施時間は別に定める。

イ 実施場所

県行政庁舎会議室（宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号）※詳細は別に定める。

ウ 実施方法

- (ア) 対面での実施を基本とするが、提案者がオンラインでの実施を希望する場合はオンラインで行うことも可能とする。
 - (イ) 出席者は1提案者当たり3人以内(提案に係るプロジェクトへの参画者に限る)とする。
 - (ウ) 1提案者当たりの持ち時間は30分以内(説明20分以内、質疑応答10分以内)とする。
 - (エ) 提案者が複数いる場合、別に定める時間割に従い実施する。
 - (オ) 原則、事前に提出のあった企画提案書等に基づきプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配布は認めない。
 - (カ) モニター(対応ケーブルはHDMI)の使用を希望する場合は、企画提案書等の提出時に申し出ること。
なお、この場合、パソコンは提案者が用意すること。
 - (キ) 提案者が多数の場合は、事前に企画提案書等による予備審査を行い、上位3者程度を選定した上で、プレゼンテーションによる本審査を実施する。
- (3) 選定結果の通知
審査終了後、書面にて、全ての提案者に審査結果を通知する。
なお、選定結果に関する質問及び異議は受け付けないものとする。
- (4) 提案者が1者以下であった場合
提案者が1者のみであった場合も審査を行い、各選定委員の評価点の平均が満点の6割以上となった場合に、当該提案者を業務委託候補者として選定する。また、提案者が業務を適切に実施できないと判断された場合又は提案者が無い場合は、再度提案者を募集する。
- (5) 選定結果の公表
選定結果については、選定された業務委託候補者の名称、参加事業者の名称、点数等を公表する。

6 評価基準・配点

	評価項目	評価基準	配点
①	商品選定、商品管理	- 概ね5.0商品のリストの作成が、具体的かつ実施可能か。 - 店舗管理者と調整の上、商品管理を適切に実施し、設置期間に商品の欠品が生じない体制が確保されているか。	20点
②	試飲試食の誘導及び販売	- 消費者に対する効果的な商品PR方法と試飲試食への誘導工夫がされているか。 - オンラインとオフラインの双方のメリットを生かした効果的な販売方法であるか。	25点
③	データ収集及び分析	- 開催期間中及び開催期間後の積極的なECサイト誘導及びデータ収集の手法や項目が具体的かつ有効で実現可能か。 - 商品の外観情報などの必要な情報を十分に与え、より有益な意見収集になるよう配慮しているか。 - 出品者の今後の販売戦略や商品改善等に繋がるような個別のフィードバック情報を抽出・分析できる内容か。 - 出品者ニーズに応じた個別シート等を作成し、フィードバックを実施できるか。	25点
④	レイアウト及び装飾	- 本業務の目的を踏まえた効果的なレイアウトか。 「食材王国みやぎ」が伝わる視認性が高い装飾であるか。 - 消費者が立ち寄りやすく、試飲試食が行いやすいレイアウトか。	10点
⑤	スケジュール及び実施体制	- 適切な業務スケジュールが示され、不測の事態が生じた場合でも予定どおり業務遂行できる体制となっているか。 - 業務実施に当たり、適切な人員・体制が確保されているか。	10点
⑥	類似業務実績	類似業務の十分な実績を有しているか。	5点
⑦	独自提案	事業効果を更に高めることに資する独自提案がなされているか。	5点
合 計			100点

7 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。

- (1) 企画提案書等に記載されている文字の判読が困難又は文意が不明である場合
- (2) 本募集要領及び仕様書に従っていない場合
- (3) 5（2）に示すプレゼンテーションに参加しなかった場合
- (4) 同一の提案者が2つ以上の企画提案書等を提出した場合
- (5) 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げた場合
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合
- (7) 過去に発表済みの内容と酷似した提案を行った場合
- (8) その他不正な行為があった場合

8 契約の締結

- (1) 受注者の決定

選定した業務委託候補者と、別途見積合わせを実施し、地方自治法施行令第167条の2第1

項第2号の規定に基づく随意契約を行う。ただし、特別な理由により業務委託候補者と契約締結ができない場合は、次点の提案者を業務委託候補者として契約手続を行う。

- (2) 契約書の作成
発注者と受注者で協議の上、契約書を作成する。
- (3) 電子契約
この契約は、電子契約を選択することができる。

9 留意事項

- (1) 企画提案に当たっては、関係法令を遵守すること。
- (2) 企画提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等は、原則として返却しない。
- (4) 企画提案書等の提出を取り下げる場合は、速やかに取下願（様式第4号）を提出すること。
なお、取下願が提出された場合でも、既に提出された企画提案書等は返却しない。
- (5) 業務により得られた成果は、全て宮城県に帰属するものとする。
- (6) 企画提案方式を公正に執行することが困難であると認めるときは、本方式による実施を延期又は取りやめる場合がある。
- (7) 提出された企画提案書等は、行政文書となるため、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）による開示請求があった場合、個人情報や企業情報等の非開示情報を除いて開示する。